○外務省告示第百九十六号

平成三十年五月十六日に東京で、廃棄物処分場建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がパラオ共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　廃棄物処分場建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十三億千百万円

3　贈与の供与期限　平成三十五年七月三十一日

4　署名者

日本側　河野太郎外務大臣

パラオ側　ファウスティナ・K・ルウール・マルグ国務大臣

平成三十年五月三十一日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第百九十七号

平成三十年五月十八日にニューデリーで、第二次ヴァラナシ国際協力・コンベンションセンター建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がインド政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　第二次ヴァラナシ国際協力・コンベンションセンター建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　八億二百万円

3　贈与の供与期限　平成三十五年十二月三十一日

4　署名者

日本側　平松賢司在インド大使

インド側　S・セルヴァクマール財務省経済局局長

平成三十年五月三十一日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第百九十八号

平成三十年五月十八日にカトマンズで、ネパール政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がネパール政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　七億円

3　署名者

日本側　小川正史在ネパール大使

ネパール側　ラジャン・カナル財務省次官

平成三十年五月三十一日

外務大臣　河野　太郎

○財務省告示第百三十九号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成三十年度の初日から平成三十年四月三十日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用麦を含む項にあっては、同年度の初日から同月三十日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成三十年五月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

一　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成三十年度の初日から平成三十年四月三十日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○トン
二	四トン
三	○トン
四	九八一トン
五	九トン
六	二トン
七	一トン
八	二九六トン
九	三七七トン
一〇	一一八トン
一一	九三一トン
一二	一、三五九トン
一三	三九八、一九八トン
一四	一一三、八七三トン
一四の二	一三、一九七トン
一五	二九トン
一六	二〇〇トン
一七	二、九六一トン
一八	○トン
一九	一〇四トン
二〇	六トン
二一	七〇一トン
二二	三〇トン
二三	一八トン
二四	一トン
二五	○トン
二六	八トン
二七	一トン
二八	○トン
二九	○トン

二　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成三十年度の初日から平成三十年四月三十日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から同年度の初日から同月三十日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一三	三九八、一九八トン
一四	一一三、八七三トン
一四の二	一三、一九七トン
一五	二九トン
一六	二〇〇トン
一七	二、九六一トン
一八	○トン
一九	一〇四トン
二〇	六トン
二一	七〇一トン
二二	三〇トン
二三	一八トン
二四	一トン
二五	○トン
二六	八トン
二七	一トン
二八	○トン
二九	○トン

○財務省告示第百四十号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成三十年度の初日から平成三十年四月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を次のように告示する。

平成三十年五月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

1　平成三十年度の初日から平成三十年四月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　二万五千百三十九トン

二　冷凍牛肉　三万七千二トン

2　平成三十年度の初日から平成三十年四月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各協定対象外輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　一万三千四十七トン

二　冷凍牛肉　一万九千四百六十六トン

○財務省告示第百四十一号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成三十年度の初日から平成三十年四月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成三十年五月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

平成三十年度の初日から平成三十年四月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　七万二千五百十六トン

二　生きている豚及び豚肉等　七万二千五百十九トン

○財務省告示第百四十二号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の八第四項の規定に基づき、平成三十年度の初日から平成三十年四月三十日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）の各輸入数量を次のように告示する。

平成三十年五月三十一日

財務大臣　麻生　太郎